

処 分 基 準

B - e - 8

令和4年5月25日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第75条第2項
処 分 の 概 要 : 自動車の使用制限命令
原権者(委任先) : 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法第75条第1項(自動車の使用者の義務等) 道路交通法施行令第26条の6(自動車の使用の制限の基準)
処 分 基 準 : 別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先 : <ul style="list-style-type: none">・ 最高速度違反、過積載、過労運転の下命容認に係る使用制限 愛知県警察本部交通指導課指導企画係 電話 (052) 951-1611 内線 5124・ 放置行為の下命容認に係る使用制限 愛知県警察本部交通指導課放置駐車対策センター滞納処分係 電話 (052) 951-1611 内線 793-234
備 考 :